

木津川市使用料・手数料等に関する基本方針

令和元年 7 月

木津川市

目次

○基本方針の策定について	1
○使用料等の設定に関する考え方について	3
◆本基本方針に基づく見直し対象外項目	／
◆必要経費の見える化	／
◆利用者等と市の負担割合	／
◆消費税の取り扱い	／
◆使用料等の端数調整	／
◆定期的な検証や見直しの実施	
○利用者等と市の負担割合について	5
○使用料等の算定方法について	7
(1) 基本的な算定式（原価方式）	
(2) 原価（全体経費）に含むもの	
(3) 具体的な算定方法	
(4) その他の調整項目	
(5) 効率的な行政サービス等の実施	
(6) 利用者等負担の急激な上昇を防ぐための方策	

○基本方針の策定について

本市では、平成19年3月12日の合併以降、「第1次木津川市総合計画」に基づく新たなまちづくりを進めるとともに、市民の皆様などにご利用いただくための各種行政サービスや施設の運営管理等（以下「行政サービス等」という。）を行っています。

また、この間、加速する少子高齢化等の社会情勢の変化への対応や、合併自治体に対する有利な特例措置（普通交付税合併算定替）の終了なども踏まえ、厳しい財政状況のもとにあっても、必要な行政サービス等を持続的・安定的に提供するための行財政運営が必要であることから、平成20年6月に「木津川市行財政改革大綱並びに推進計画」を策定し、今日の「第3次木津川市行財政改革大綱（平成30年2月策定）」まで、不断の行財政改革に取り組んできたところです。

そのような中、これらの行政サービス等を維持・充実しながら提供するにあたっては、地方自治法の規定に基づく使用料（第225条）や手数料（第227条）（以下「使用料等」という。）といった受益者負担を適切に設定し、必要な運営経費等を確保することは必要不可欠な手続きです。

しかしながら、本市の使用料等の設定については、合併時に旧3町から新市（木津川市）に引き継ぎや調整等を行った後、その多くは見直し等を行うことができていません。

また、その見直し等を行うための、本市としての統一的な方針等が未策定であることも、大きな課題と考えられることから、この度、「第3次木津川市行財政改革行動計画」に『使用料の適正化』とした項目設定を行い、それらの検討を進めることとしました。

【地方自治法】

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

【第3次木津川市行財政改革大綱（H30.2策定）】、【第3次木津川市行財政改革行動計画（H30.8策定）】 （重点改革項目）

5 行財政システムの確立＜①歳入の確保と歳出の抑制＞

（行動計画項目）

・使用料等の適正化

2019（R1）年10月実施予定の消費税10%への対応も含め、全庁的に適正な受益者負担の設定に向けた検討を行います。

今般、「第1次木津川市総合計画」に基づく市制施行後の第1歩となる10年のまちづくりを経て、平成31年（令和元年）度から「第2次木津川市総合計画」に基づく新たなステージを踏み出すにあたり、旧3町から引き継いだ施設も老朽化等が進み維持管理経費に多額の費用が必要となっていること、平成26年4月に8%となり本年10月には10%となる予定の消費税引き上げへの対応、加えて、令和2年度には普通交付税合併算定替が終了することなども踏まえ、ここに「使用料・手数料等に関する基本方針」を定め、受益者負担の考え方や算定方法等を明確化しながら、市民や利用者の皆様への説明責任を果たすとともに、今後、定期的な検証や見直しを行うことで、持続的・安定的な行政サービス等の提供を図ります。

○使用料等の設定に関する考え方について

本市が提供する行政サービス等には、様々な目的に基づいた公の施設を設置し、その施設の利用対価として使用料を徴収するものや、住民票や税証明発行事務等に要する経費に充てるための対価として手数料を徴収するものなどがあり、これらの使用料等は、施設の利用や各種証明発行などのサービス提供に際し、その利用者や必要とされる特定の人（以下、「利用者等」という。）が受益するために必要な対価となります。

そして、これらの利用者等が受ける行政サービス等について、その経費の全て、あるいは必要以上の部分を公費で賄った場合、当該サービスを利用する人とならない人との間における不公平が生じ、「負担の公平性」が確保できないことから、これらに係る経費は、それぞれの利用者等が負担する使用料等により賄うことが望ましいものと考えます。

併せて、様々な目的のもと行政サービス等を提供する本市の役割としても、それぞれの範囲や程度等を考慮したうえで、応分の負担を検討する必要があります。

そこで、行政サービス等に係る「負担の公平性」を確保し、かつ、市民をはじめとする利用者等の皆様にご理解をいただく料金設定とするため、まずは、それぞれの行政サービス等の提供に対して、どれだけの経費が必要となるかを見える化し、次に、それぞれのサービスの性質等による利用者等の負担と市の負担割合を考慮しながら、適切な使用料等を設定します。

また、本基本方針に基づく使用料等の見直しを行う際は、法令等に基づき基準が定められているものなどの適用除外、使用料等の急激な上昇を抑えるための方策や、定期的な見直しの実施なども講じつつ、利用者等への急激な負担の軽減、時勢や公共サービス等の実情なども鑑みながら検討します。

◆本基本方針に基づく見直し対象外項目

- ・公営企業会計に属するもの。
- ・法令等の規定により基準等が定められているもの。
- ・各種審議会等における検討を踏まえて決定したもの。
- ・行政財産使用料など、固定資産評価基準等により使用料等を算定するもの。
- ・近隣自治体等で統一した使用料等としているもの。

◆必要経費の見える化

利用者等の皆様にわかりやすく理解いただけるよう、できる限り具体的に対象経費を整理し、それぞれの行政サービス等に係る全体経費（原価）を算定します。

◆利用者等と市の負担割合【(参照) P5 利用者等と市の負担割合について】

＜使用料＞公の施設については、本市が様々な目的に基づき設置したものであることから、その内容はもとより多角的な観点から検討し、それぞれの行政サービスごとに、利用者等と市の負担割合を設定します。

＜手数料＞必要とされる特定の人のために行う事務であることから、その経費に対する負担の割合は、原則100%利用者等負担とします。

なお、本基本方針に基づく見直しにより使用料等が急激に上昇する場合などは、その利用者等負担の緩和を図るため、改定に係る限度設定などの一定の配慮を検討します。

◆消費税の取り扱い

関係法令等の趣旨や国からの通知等に則り、課税対象となる使用料等について、原則、内税方式にて転嫁します。

◆使用料等の端数調整

本基本方針に基づく見直しにより算定した使用料等については、利用者等の利便性や窓口での料金取扱事務の効率性等を勘案し、10・50・100円単位等に調整できるものとします。

◆定期的な検証や見直しの実施

使用料等については、不断の行財政改革の推進はもとより、その時々々の社会・経済情勢や行政サービス等の必要性や内容、各施設の利用率やあり方等を勘案した上で適切に設定する必要があることから、概ね3年毎に定期的な検証を行い、必要な見直しを行います。

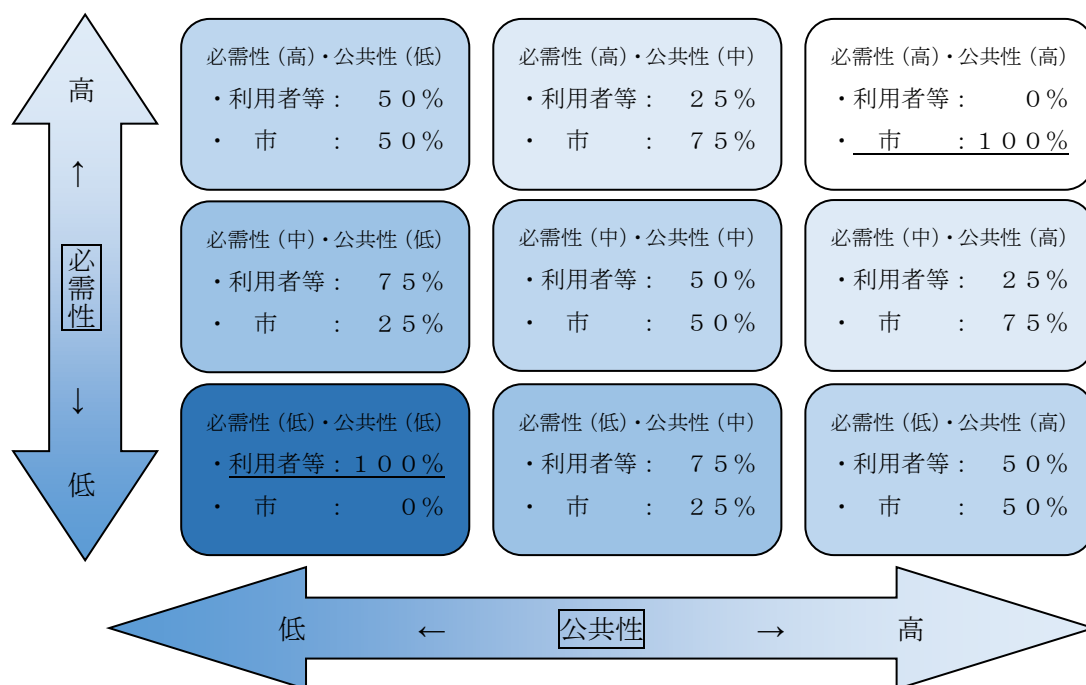
なお、定期的な見直し以外にも必要がある場合は、適宜見直しを行います。

○利用者等と市の負担割合について

本市が設置する施設等は、公費負担にて市（行政）が行うべきもの、民間等での類似サービスが可能なもの、施設を利用する特定の利用者等が受益を受けるものなど多岐にわたっていることから、その負担割合を一律に設定することは困難と考えられます。

そこで、各使用料等を適切に設定するため、各施設の市の公的関与の割合等を、市民生活における必要性に応じた「必需性」と、民間等でも実施できるかといった「公共性」の観点から考慮した区分を行い、その区分ごとに利用者等の負担割合を設定します。

<負担割合のイメージ図>



- ・ 必需性：その行政サービス等が、市民等の生活において必ず必要とされるもの（高）か、利用される特定の利用者等の選択により受益されるもの（低）か。
- ・ 公共性：その行政サービス等が、収益性等も含め民間等でも実施できるもの（低）か。

各行政サービス等における「必需性」と「公共性」を、それぞれ3段階（高・中・低）で区分することにより、イメージ図のような9分類とすることができます。

そして、「必需性」と「公共性」が高いほど市の負担割合が、逆に低いほど利用者等の負担割合が高くなるものという考えから、図に示すとおり、それぞれ5段階（0・25・50・75・100%）の負担割合を設定します。

○使用料等の算定方法について

(1) 基本的な算定式（原価方式）

○ $\text{使用料} = \text{原価} \times \text{利用者等の負担割合}$

○ $\text{手数料} = \text{原価}$

※上記算定式によることが適切でないと考えられる場合は、別途、適切な手法を明確にして算定します。

(2) 原価（全体経費）に含むもの

【対象項目】※国・府等からの補助金等がある場合は、それらを差し引いたもの。

人件費	職員等の人件費（給料、手当、共済費、報酬、賃金など） ※各年度の平均単価等から算出
物件費等	物件費（消耗品費、燃料費、光熱水費、委託料など）、維持補修費（修繕料など）、補助費等（保険料など）等

【対象外項目】

- ・本市が主催する事業等に要する経費
- ・災害対応等に要する経費
- ・施設整備に伴う用地取得、建設事業等に要する経費

(対象外項目の考え方)

本市が主催する事業や災害対応等の経費については、原則、市が100%負担とするべきものと考えられることから、原価から除外します。

また、施設整備に伴う経費についても原価に含めるという考え方もありますが、旧3町から引き継いだもの、本市が新たに建設した（する）ものともに、旧3町や市が様々な目的に基づき整備した（する）市の財産であることから、当初の整備費用等は市が100%負担することとし、施設稼働後における運営・維持管理費用等を原価の対象とします。

(3) 具体的な算定方法

【使用料】

○利用者等の1人（又は回数等）当たりの原価から算定するもの。

- ①：『「原価対象費用」÷（「利用者等の数」又は「利用者等の目標数」の大きい方）』で、各年度の利用者等1人当たりの原価を算定。
- ②：①について、見直し年度の過去3年間の平均による原価を算定。
- ③：「②の算定原価×利用者等の負担割合」で、見直し時点における利用者等の1人（又は回数等）当たりの使用料を算定。

○利用施設等1㎡・1時間当たりの原価から算定するもの。

- ①：『「原価対象費用」÷「利用施設等面積の合計」÷「利用可能時間の合計」』で、各年度の利用施設等1㎡・1時間当たりの原価を算定。
- ②：①について、見直し年度の過去3年間の平均による原価を算定。
- ③：「②の算定原価×各利用面積（利用スペース毎）」で、見直し時点における利用スペース毎の1時間当たりの原価を算定。
- ④：「③の算定原価×利用者等の負担割合」で、見直し時点における利用スペース毎の1時間当たりの使用料を算定。

※時間帯利用の設定を行う場合は、原則、「④の算定原価×利用時間」で算定。

【手数料】（原則100%利用者等負担）

○1件当たりの原価から算定するもの。

- ①：「1分当たりの人件費×1件当たりの処理時間（分）」で、各年度の1件当たりの原価（人件費）を算定。
- ②：「人件費を除く原価対象費用÷年間処理件数」で、各年度の1件当たりの原価（人件費を除く）を算定。
- ③：①・②について、見直し年度の過去3年間の平均による原価を算定。
- ④：③で算定した「①の算定原価+②の算定原価」を見直し時点における手数料とする。

※前記の方法による算定を行うことが困難・適当でないと考えられる場合は、他の適切な方法を明確にしたうえで、その使用料等を算定します。

(4) その他の調整項目

本基本方針に基づく使用料等の算定のほか、年齢区分（小人・大人など）や利用時間帯（昼間・夜間など）、市外在住者や営利目的利用などによる価格差等を設定する場合は、それぞれの理由を明確にしたうえで、別に調整し設定できるものとします。

また、冷暖房費や各種機材類など、通常の施設利用に加えて必要となるものについては、それぞれ施設ごとに算定する額を実費相当として、別に徴収できるものとします。

(5) 効率的な行政サービス等の実施

本基本方針に基づく使用料等の算定にあつては、人件費等を含む全体経費が基礎となることから、行政サービス等の提供にあつては、一定の質を確保しつつ、より安価で実施するための体制づくり等に努めます。

また、施設の利用者数や利用率が、その目標数や利用者等の負担割合に対して著しく低い場合は、結果として市負担が増大し「負担の公平性」が確保できないことも懸念されることから、毎年、様々な手法によりそれらの向上に努めますが、それでもなお継続して利用者数や利用率が改善せず、将来的にも施設の実情に見合った向上が見込めない場合などは、利用状況等に応じた特別な負担割合の設定や施設のあり方なども検討します。

(6) 利用者等負担の急激な上昇を防ぐための方策

本基本方針に基づき算定した使用料等への見直しを行う際、その見直し後の使用料等の額が急激に上昇する場合は、負担の増加に伴う利用者等への影響や、施設利用の低下などを招くことのないよう配慮するため、近隣自治体の状況等も確認しつつ、1回の見直しにつき1.5倍を超えない範囲で実施します。

なお、合併後において初めて見直しを行うものや、市外からの利用や営利目的に係るものなどについては、1.5倍を超えて実施できるものとします。